

令和6年度沖縄県教育委員会免許法認定講習実施要項

1 目的

教育職員免許法（以下「免許法」という。）及び教育職員免許法施行規則の規定に基づき、現職教員に対し教育職員免許状を取得するために必要な単位を修得させ、併せて本県における現職教員の資質の向上を図ることを目的とする。

2 名称 令和6年度沖縄県教育委員会免許法認定講習

3 主催 沖縄県教育委員会

4 開設科目及び日程等

「令和6年度沖縄県教育委員会免許法認定講習実施計画（特別支援学校教諭二種免許状）」による。

5 会場 オンライン

6 指導大学 国立大学法人琉球大学

7 受講対象者

沖縄県内の学校に勤務する現職の教員で、特別支援学校教諭二種免許状を取得しようとする者を対象とする。

ただし、本講習の期間において、産前・産後の休暇、病気休暇、育児休業、介護休業等にある者、臨時的任用職員及び講師を除く。

なお令和6年度に限り、現在、特別支援学校に勤務し「特別支援学校教諭二種免許状」取得希望者で、実務経験3年以上勤務（R6.5.1）する臨時的任用教諭は、実施計画の講習科目を受講可能とする。

8 受講料

受講料は徴収しない（県が負担する）。

テキスト代等必要な経費は受講者の負担とする。

9 単位の認定

単位の認定は、各教科とも該当単位の課程として定められた授業時数において、その5分の4以上出席し、筆記試験あるいは報告書等によって、各講師の成績審査に合格した者に「単位修得証明書」を交付する。

10 服務の取扱

原則として「職専免」とする。

11 申込方法

「令和6年度沖縄県教育委員会免許法認定講習実施計画（特別支援学校教諭二種免許状）」による。

なお、この実施計画については、都合により内容を変更する場合もある。

*本講習は、教育公務員特例法に基づく研修受講履歴記録の対象となるものです。

令和6年度沖縄県教育委員会免許法認定講習実施計画
(特別支援学校教諭二種免許状)

1 開設科目及び日程・会場等

「別紙3 令和6年度沖縄県教育委員会免許法認定講習実施計画 開設科目等一覧」
のとおり

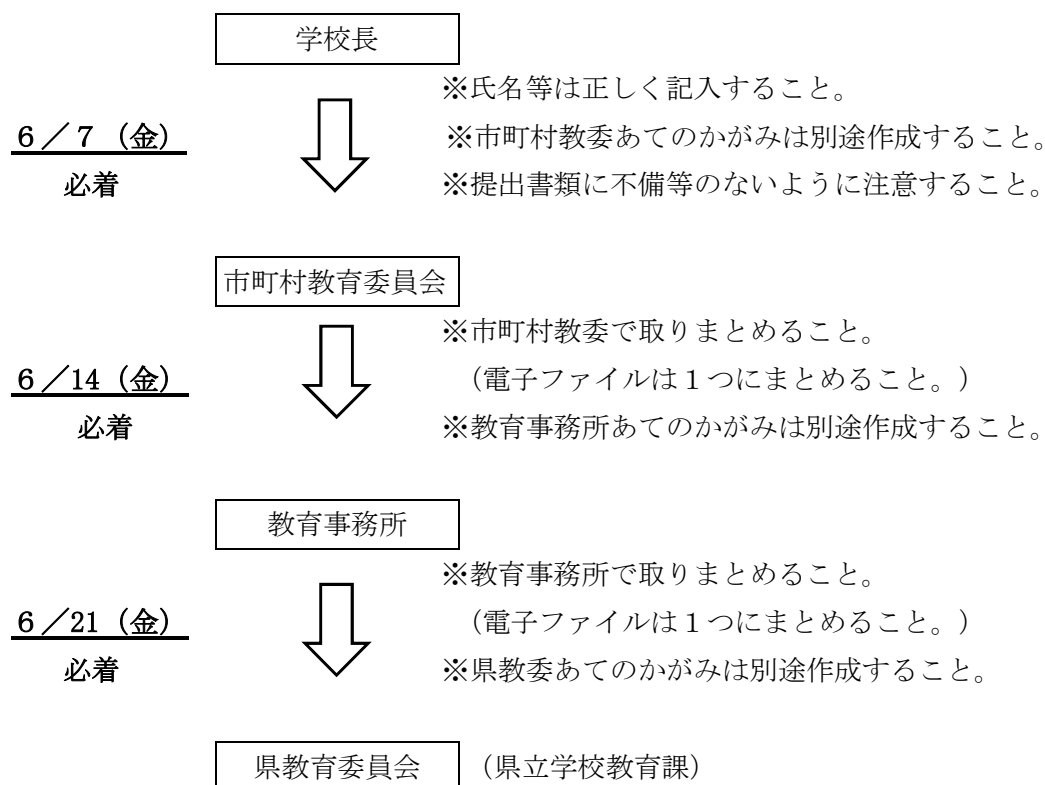
※新型コロナウイルス対策に関する今後の状況や台風等の不可抗力により、講義形式
や日程の変更及び中止の可能性もあり得る旨、ご承知おき下さい。

2 申込方法及び申込先（特別支援学校教諭二種免許状取得希望者）

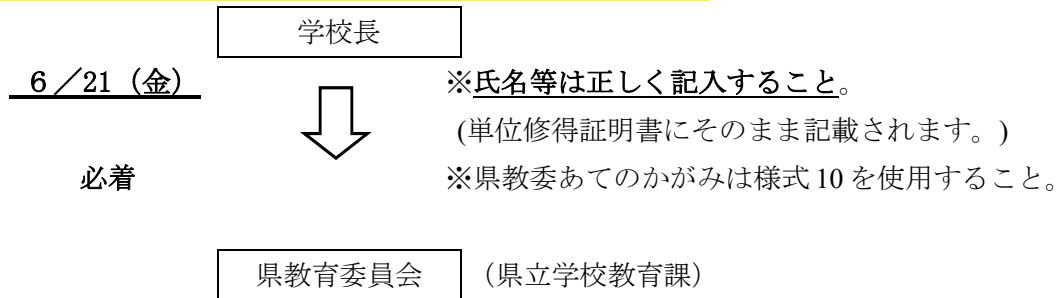
受講希望者は、「様式7」及び「様式9」に必要事項を記入し、早めに学校長に提出。

学校長は受講希望者から提出された書類を取りまとめのうえ、様式10を作成し、市町村教育委員会及び教育事務所を經由して県教育委員会あて申し込むこと。（国立学校、県立学校及び私立学校にあつては、直接、県教育委員会あて申し込むこと。）

(1) 公立小学校・中学校の場合（学校で取りまとめて送付すること）



(2) 国立学校及び県立学校、私立小中高等学校の場合



- ※ 「様式9と10」については、①紙と②電子ファイル (メール等) の両方で提出すること。
- ※ 電子ファイルは、各市町村、各教育事務所で取りまとめて提出すること。(電子ファイルに入力するデータは、氏名、生年月日についての誤りがないよう注意すること。)
- ※ 受講申込書に記入漏れがある場合は、受講を許可しないので十分に注意すること。
- ※ 締め切りを過ぎた申請は受け付けない。期限を厳守するよう注意すること。

【最終申込先】

県教育委員会 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号
教育庁県立学校教育課特別支援教育室 特別支援学校教諭二種免許認定講習担当
E-mail: daikutko@pref.okinawa.lg.jp (大工卓生)

【問い合わせ先】 ※管理者を通してお問い合わせください

- ①免許取得方法等に関すること
教育庁学校人事課小中学校人事班免許担当 TEL098-866-2730
 - ②認定講習の日程等に関すること
教育庁県立学校教育課認定講習担当 (大工卓生) TEL098-866-2715
- ※認定講習に関する問い合わせは各学校の管理職で取りまとめの上、お願いします。

3 受講条件

取得要件 (必要単位及び在職年数) を満たした場合には、その年度内に免許状の申請及び履歴変更の手続きをすること。

4 受講者の決定

受講者の決定は「決定受講表 PDF」を、7月中旬を目処に学校長あてに通知する。

5 受講辞退

例年、受講者の決定後に辞退申し出があるので、学校行事等との重複がないように

事前に調整のうえ申し込むこと。受講者決定後の辞退は、次年度の受講者の決定に影響を及ぼすので、注意すること。

なお、やむをえない事情で受講できなくなった場合は、速やかに教育庁県立学校教育課認定講習 担当まで①連絡するとともに、学校長は「沖縄県教育委員会免許法認定講習受講辞退届」(様式 11) を提出すること。

6 免許状取得に必要な要件について（免許法「別表第7」による場合）

免許法別表第7の規定により、特別支援学校教諭二種免許状を取得する場合の最低修得単位数は下記のとおりとなっている。

また、幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭の普通免許状を基礎資格とし、当該学校及び特別支援学校での教諭（臨任含む）としての実務経験を3年以上必要（休職中などの期間は含めない）とするため、養護教諭免許状による養護教諭としての実務経験や寄宿舎指導員、支援員、相談員での実務経験は含めることはできない。

免許法・行規則に定める科目		知的 肢体 病弱 領域の取 得に必用 な単位数	知的, 肢体, 病弱者 に関する教育領域	視覚 聴覚 領域の取 得に必用 な単位数	視覚, 聴覚 に関する教育領域
第 1 欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	1以上	特別支援教育概論 【1単位】	1以上	特別支援教育概論 【1単位】
第 2 欄	特別支援 教育領域 に関する 科目	両方の科 目を満たし て1以上	知的障害者教育 総論 【1単位】	両方の科 目を満たし て2以上	視覚障害者の心理・ 生理・病理 【1単位】
	心身に障害のある幼児, 児童 又は生徒の心理, 生理及び病理 に関する科目		肢体不自由者 教育総論 【1単位】		聴覚障害者の心理・ 生理・病理 【1単位】
第 3 欄	免許状に定 められること となる特別 支援教育領 域以外の領 域に関する 科目	両方の科 目を満たし て1以上	重複障害者 教育総論 【1単位】	両方の科 目を満たし て1以上	視覚障害者の教育論 【1単位】
	心身に障害のある幼児, 児童 又は生徒の教育課程及び 指導法に関する科目		LD等教育総論 【1単位】		聴覚障害者の教育論 【1単位】
最低取得単位数【合計】		6以上		6以上	

- ※1 平成19年度以降、認定講習で各障害種領域の免許状を取得しようとする場合は、第3欄の「重複障害者教育総論（1単位）」、「LD等教育総論（1単位）」を両方修得しなければならない。二つとも必修です。

- ※2 視覚障害、聴覚障害の領域に対応する第2欄の単位は、2単位以上の修得が必要である。（例：「視覚障害者の心理・生理・病理」＋「視覚障害者の教育論」この二つを取って、初めて2単位となります。）
知的障害、肢体不自由、病弱の領域に対応する第2欄の単位は1単位以上の修得が必要である。

- ※3 本県の免許法認定講習で単位を修得し免許状を取得する場合、6単位を満たさないため、他領域の第2欄の単位を取得しなければならない。

- ※4 新制度における第1欄「特別支援教育概論」と第3欄「重複障害者教育総論」、「LD等教育総論」は、全障害種対応になるので、一度修得すれば、第2欄の追加のみで、5障害種に対応する免許状が取得できることになる。
すなわち、平成18年度以前の旧法で、既に盲、聾、養学二種免許状のいずれかを取得済みか又は平成19年度以降の新法において特支二種免許状を取得済みの方が、他の障害種の領域を追加する場合は、当該領域の第2欄のみ取得すればよい。
科目の読み替えについて詳細は「8 免許法改正以前に修得した科目の読み替え」を参照のこと。

- ※5 制度変更により、現在は知的・肢体・病弱者の領域における第2欄の科目について、必要な科目2つを全て網羅して1科目で開設しているが、以前は2科目に分かれていたため、過去2科目のうち1つだけを受講した方は、取得し直して必要な科目を全て満たさなければ、その領域について取得することができないので注意する。

- ※6 視覚・聴覚については、必要な科目が個別に開催されているので、各2科目全ての単位認定を受けなければ、その領域で免許を取得できないので注意すること。

7 修得済科目等の確認について

例年、修得済科目の確認等の問い合わせがあるが、照会は不可としている。

証明書は、再発行できないので、単位修得証明書は紛失等のないように注意すること。

8 免許法改正以前に修得した科目の読み替え

平成19年の免許法の改正により、平成18年度以前の旧法下で修得した科目は、下表のとおり平成19年度以降の開設科目に読み替えることができる。

規則(免許法施行規則)に規定する科目			平成19年度～平成27年度 本県の認定講習開設科目名	平成18年度までの本県の 認定講習開設科目名			
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		特別支援教育概論	障害児の教育	盲教育	聾教育	
特別支援教育に関する科目	第2欄	特別支援教育領域に関する科目	視覚障害	心理・生理・病理	視覚障害者の心理・生理・病理		
				教育課程・指導法	視覚障害者の教育論	盲心理 盲病理	
			聴覚障害	心理・生理・病理	聴覚障害者の心理・生理・病理		聾心理
				教育課程・指導法	聴覚障害者の教育論	聾病理	
			知的障害	心理・生理・病理	知的障害者教育総論		障害児の心理
				教育課程・指導法			障害児の病理
		肢体不自由	心理・生理・病理	肢体不自由者教育総論		障害児の教育課程指導法	
			教育課程・指導法			障害児の心理	
		病弱	心理・生理・病理	病弱者教育総論		障害児の病理	
			教育課程・指導法			障害児の教育課程指導法	
		第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心理・生理・病理	重複障害者教育総論 LD等教育総論	開設科目なし	
				教育課程・指導法			

※「障害児の心理」「障害児の病理」「障害児の教育課程指導法」の単位は、「知的障害者」、「肢体不自由者」、「病弱者」のいずれか1つの領域の単位として取り扱うことができる。

9 免許状の申請方法

取得要件（必要単位及び在職年数）を満たした場合には、速やかに免許状の申請をすること。申請用紙は沖縄県教育委員会ホームページより「教育職員免許状検定の出願（別表第7）（※1）」をダウンロードして使用すること。

すでに所持している特別支援学校教諭二種免許状または、盲、聾、養学二種免許状へ新教育領域を追加する方は、「教育職員検定の出願（新教育領域追加）施行規則第7条第6項（※2）」をダウンロードして使用すること。

【教育職員免許状個人申請の方法】

<http://www.pref.okinawa.jp/edu/jinji/menkyo/kojin-shinsei/shinsei.html>

【様式】

https://www.pref.okinawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/008/527/kojin_sins_eiyousiki_10_betu7.pdf (※1 取得)

https://www.pref.okinawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/008/527/kojin_sins_eiyousiki_16_ryouikituika7jou6kou.pdf (※2 領域の追加)

【免許状申請の提出先】 ※特別支援学校教諭免許用認定講習の申込先と異なるため注意

〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号(県庁13階)

沖縄県教育庁学校人事課小中学校人事班 免許授与担当

TEL 098-866-2730

※提出は郵送でお願いします。

令和6年度沖縄県教育委員会免許法認定講習時間割表
(特別支援学校教諭二種免許状)

日程	第1時限目 9:00～10:30	休憩	第2時限目 10:40～12:10	昼食	第3時限目 13:00～14:30	休憩	第4時限目 14:40～16:10
1日目	講義①②	10分	講義③④	50分	講義⑤⑥	10分	講義⑦⑧
2日目	講義⑨⑩	10分	講義⑪⑫	50分	講義⑬⑭	10分	講義⑮ 試験

- (1) 重複障害者教育論 (全校種) 7月25日(木)～7月26日(金)
- (2) 特別支援教育概論 (全校種) 7月30日(火)～7月31日(水)
- (3) 病弱者教育総論 (小中高) 8月1日(木)～8月2日(金)
- (4) 知的障害者教育総論 (全校種) 8月1日(木)～8月2日(金)
- (5) LD等教育総論 (全校種) 8月13日(火)～8月14日(水)
- (6) 肢体不自由者教育総論 (特支教諭) 8月19日(月)～8月20日(火)
- (7) 肢体不自由者教育総論 (小中高) 8月22日(木)～8月23日(金)
- (8) 病弱者教育総論 (特支教諭) 8月22日(木)～8月23日(金)

※上記の実施案は新型コロナウイルス対策に関する今後の状況や台風等の不可抗力により、講義形式や日程の変更及び中止の可能性もあり得る旨、ご承知おき下さい。講義の変更及び中止については県のHPに掲載します。

※原則として「校種ごと」に日程を分けていますが、「R6年度の免許取得にかかる場合のみ」他校種日程での参加希望も受け付けます。人数制限が出た場合には、他校種の方が外れる対象となりますので、ご了承ください。